

**第5次豊見城市総合計画及び
第2次豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領**

1. 目的

これまで本市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための主要な施策を示す最上位計画として総合計画を策定してきたところであり、次期計画は、第4次豊見城市総合計画の進捗状況、社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえて策定する必要がある。また、豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略も同時期に計画期間の終了を迎えることから、同時に策定を行う必要がある。

本業務の遂行には、高度な技術や調査分析力、豊富な業務経験等を必要とすることから委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称：

第5次豊見城市総合計画及び
第2次豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務内容：

別紙「第5次豊見城市総合計画及び第2次豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約方法：

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間：

契約締結日から2021年2月26日（金）まで

(5) 提案上限額：

21,229,560円（消費税及び地方消費税含む）

※ この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。なお、各年度の上限額は次のとおりとする。

2019年度：11,963,160円

2020年度：9,266,400円

※ 金額に係る消費税及び地方消費税の税率は8%として算出すること。

なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、変更した税率で変更契約する。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (2) 沖縄県又は豊見城市からの指名停止期間中でないこと。なお、募集開始日から企画

- 提案書等の提出期限までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者（直近5ヵ年以内に総合計画又は総合戦略の策定支援業務、又はこれら計画の進行管理支援業務を受託した実施責任者）に従事させるとともに、豊見城市との事務調整及び打合せ等を迅速かつ適切に行う体制を構築できること。
- (6) 応募については、単独に限らず共同企業体も可とする。ただし、重複（単独・共同企業体又は複数の共同企業体）での申し込みを行うことはできない。
- (7) 単独、共同企業体ともに沖縄県内に本店または支店等を有する法人であること。

4. 委託候補者選定スケジュール

No	内 容	期 間
1	募集開始	2019年4月12日（金） ホームページに掲載
2	質問提出期限	2019年4月17日（水） 17時までに電子メールで
3	質問回答	2019年4月22日（月） までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込期限	2019年4月25日（木） 正午まで
5	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	2019年4月26日（金） 17時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出期限	参加承認日から2019年5月15日（水） 17時まで
7	選考会	2019年5月20日（月） 予定
8	選考結果の通知	2019年5月27日（月） 予定
9	契約締結	2019年5月下旬予定

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

5. 質問受付・回答

(1) 質問方法：

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に電子メール（任意様式可。送信後は電話にて受信確認すること。）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「事務局（問合せ先及び書類提出先）」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法：

業務内容等に関する質問については、質問者匿名にて豊見城市ホームページ上で回答を掲載する。

6. プロポーザルへの参加申込

次の書類をプロポーザル参加申込の期間中に事務局へ持参（郵送又は電送による提出は受理不可）すること。ただし、豊見城市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、（5）及び（6）の提出は不要である。

共同企業体で申し込む場合については、代表する事業者が参加申込を行い、その他の書類については構成する全ての事業者が各々作成すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること（郵送可）。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（1）参加申込書（様式1）

（2）業務経歴書（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（業務委託契約書及び仕様書の写し）を添付

（3）会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

（4）共同企業体協定書（任意様式） ※単独の場合は不要

（5）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

（6）財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

提出期限・提出先	
①提出期限	2019年4月25日（木）正午まで（土日祝祭日を除く）
②提出先	豊見城市役所企画政策課

7. プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、2019年5月7日（火）17時までに「事務局（問合せ先及び書類提出先）」へ電話で問い合わせること

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

8. 企画提案書等の提出

（1）提出書類：

「3. 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を企画提案書等の提出期間中に事務局へ持参（郵送又は電送による提出は受理不可）すること。

① 企画提案書提出届：様式5

- ② 企画提案書 : 5 ページ程度のラフ版を作成すること(様式自由)

ラフ版の内容は

- (ア) 豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書第2部第4章P25をもとに将来人口の推計と分析を行うこと。

(参考) 豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書第2部第4章P25

- (イ) 第4次豊見城市総合計画(後期基本計画)第1部第4章第2節P20-21を再構成すること。

(参考) 第4次豊見城市総合計画(後期基本計画)第1部第4章第2節P20-21

- (ウ) 規格は、日本工業規格A4縦版(A3折込可)の印刷物とし、片印刷で作成のうえ、各ページにページ番号を付すこと。

- ③ 業務実施体制調書 : 様式6
 ④ 実施責任者調書 : 様式7
 ⑤ 見積書 : 様式自由

本業務を受託する場合の見積価格を記載すること。

なお、見積書記載金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、現行の8%で積算すること。

また、年度毎に業務遂行に必要となる全ての作業項目及び経費を見積ることとし、人工・回数・単価等が分かるようにすること。

- (2) 提出部数: 提出書類ア～オの順序で製本し、それぞれにインデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

- ・ 正本・・・1部(代表者押印のもの)
- ・ 副本・・・7部(正本の写し)

提出期限・提出先	
①提出期限	参加承認日から 2019年5月15日(水)17時まで(土日祝祭日を除く)
②提出先	豊見城市役所企画政策課

9. 選考会の実施及び審査

プロポーザル参加承認を受け取った提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

- (1) 日時 : 2019年5月20日(月)

※ 時間の詳細については、応募件数等を考慮し、参加者へ後日連絡する。

※ 5月22日(水)を予備日とし、応募者多数の場合は、予備日も含めた日程

で実施する。

- (2) 場 所 : 豊見城市役所 4階 第1会議室
- (3) 参加人数: プレゼンテーション参加人数は3人までとし、業務実施体制調書(様式6)にて届け出た実施責任者は必ず参加しなければならない。
- (4) プレゼンテーションに要する時間:
概ね30分以内(説明20分、質疑応答10分程度)とする。
- (5) プレゼンテーションに要する機材:
本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。
- (6) 選考方法:
企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「企画提案選考委員会(以下「選考委員会」という。)」において総合的に評価を行い、委託候補者を選定する。
- (7) 評価項目:
別表「審査基準表」のとおり
- (8) 参加者が一提案者のみの場合について:
審査において、選考委員会がプロポーザル方式実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を委託候補者として決定する。

10. 審査結果の公表

委託候補者選考後、豊見城市ホームページ上にて結果を公表する。

11. 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会
が失格であると認めた場合
- (6) 提案上限額を超えた見積を提出した場合

12. 契約

市は委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。なお、契約結果を豊見城市ホームページ上で公表する。

ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、契約締結に至った企画を除き参加者に帰属するものとする。
ただし、豊見城市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、豊見城市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

1 4. その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて豊見城市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部 署 名：豊見城市 総務企画部 企画政策課 企画調整班
住 所：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
電話番号：098-850-0364
F A X：098-850-5343
メー ル：kikaku-g@city.tomigusuku.lg.jp

書類審査基準（30点満点）

（企業実績等による書類審査）様式2・6

評価項目		評価のポイント		配点
		判定基準		
業務経歴・実施体制	業務の受注実績 及び遂行能力	業務実績	①過去5年度間に同種業務の受注実績がある	①3点
			②該当なし（加点なし）	②0点
	経営状況	①自己資本比率が40%以上である	①3点	
		②自己資本比率30%以上、40%未満である	②2点	
		③自己資本比率20%以上、30%未満である	③1点	
	業務の 実施体制	計画策定の 支援体制	①同種事業の経験者を4名以上配置している	①3点
②同種業務の経験者を3名配置している			②2点	
③同種業務の経験者を2名配置している			③1点	
④該当なし（加点なし）			④0点	
		①本社又は支社が市内にある	①4点	
		②本社が沖縄県内にある	②2点	
		③該当なし（加点なし）	③0点	

（業務従事者に対する書類審査）様式6・7

評価項目		評価のポイント		配点	
		判定基準			
業務経歴・実施体制	業務実績及び 遂行能力	業務実績	直接的	①過去5年度間に同種業務の策定支援及び計画の進行管理支援に携わった経験がある	①3点
			②過去5年度間に同種業務に携わった経験がある	②2点	
	③該当なし（加点なし）	③0点			
	間接的	①同種業務関連組織に外部委員として参画した経験がある	①3点		
		②該当なし（加点なし）	②0点		
勤務在籍地	業務従事者等の 勤務在籍地	①実施責任者及び担当者の全員が沖縄本島内に在住している	①4点		
		②実施責任者が沖縄本島内に在住しており、かつ、担当者の一部が沖縄本島内に在住している	②2点		
		③該当なし（加点なし）	③0点		
実施責任者	専任従事度	①同種事業の経験者で本業務のみを担当するものが2名以上いる。	①7点		
		②同種事業の経験者で本業務のみを担当するものが1名いる。	②5点		
		③該当なし（加点なし）	③0点		

プロポーザル審査基準（70点満点）

(企画提案に対するプロポーザル審査)

評価項目		評価のポイント		配点 (最大)
		判定基準		
提案の 的確性	本業務に対する理解が十分で、提案内容と条件との整合性が図れて的確であるか。	業務理解度	業務目的、条件、内容の理解度	5・4・3・2・1
		的確性	与条件との整合、キーワードの網羅 事業重要度の考慮、事業難易度の考慮	5・4・3・2・1
業務遂行能力	コミュニケーション能力、ファシリテート能力、独創性、意欲などを備え、円滑な業務遂行が可能か	説明の仕方	説明の明確さ、取組への意欲度 質問への応答状況	5・4・3・2・1
		独創性	前例のない提案 高度の検討・解析手法	5・4・3・2・1
		その他	審査基準・項目にない提案 計画策定後の進行管理など	5・4・3・2・1
提案の 実現性	工程計画及び動員計画の提案内容は、理論的であり実現性があるか	・業務内容 ・実施スケジュール	業務量把握 実施スケジュールの妥当性	10・8・6・4・1
		実現性	説得力、提案内容の裏づけ 計画の妥当性	10・8・6・4・1
情報分析	本市の地域特性を十分に考慮した、効果的な事業化の検討につながるような、独自性が高い分析が期待でき、かつ的確であるか。	本市の現状認識、課題の捉え方		10・8・6・4・1
		基礎資料の収集、分析方法、意見の集約及び反映方法		10・8・6・4・1
見積金額	見積金額は、適正に算定されているか。	妥当性 ※事務局で書類審査時に配点する		5・4・3・2・1